

### 3. 国際調査機関から送付される通知書等

( 空白頁 )

## 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人  国際 太郎 様  あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞ヶ関三丁目4番3号		PCT 国際調査報告及び国際調査機関の見解書 又は国際調査報告を作成しない旨の決定 の送付の通知書 (法施行規則第41条) 〔PCT規則44.1〕	
		発送日 (日.月.年)	dd. mm. 20XX
出願人又は代理人 の書類記号	5678H	今後の手続きについては、下記1及び4を参照。	
国際出願番号	PCT/J P 20XX/999999	国際出願日 (日.月.年)	dd. mm. 20XX
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント			

<p>1. <input checked="" type="checkbox"/> 国際調査報告及び国際調査機関の見解書が作成されたこと、及びこの送付書とともに送付することを、出願人に通知する。 PCT19条の規定に基づく補正書及び説明書の提出 出願人は、国際出願の請求の範囲を補正することができる（PCT規則46参照）。 いつ 補正書の提出期間は、通常国際調査報告の送付の日から2月である。 どこへ 直接次の場所へ The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No.: +41 22 338 82 70 詳細な手続については、PCT出願人の手引き、国際段階段落9.004-9.011を参照すること。</p>	
<p>2. <input type="checkbox"/> 国際調査報告が作成されないこと、及び法第8条第2項（PCT17条(2)(a)）の規定による国際調査報告を作成しない旨の決定及び国際調査機関の見解書をこの送付書とともに送付することを、出願人に通知する。</p>	
<p>3. <input type="checkbox"/> 法施行規則第44条（PCT規則40.2）に規定する追加手数料の納付に対する異議の申立てに関して、出願人に下記の点を通知する。 <input type="checkbox"/> 異議の申立てと当該異議についての決定を、その異議の申し立てと当該異議についての決定の両方を指定官庁へ送付することを求める出願人の請求とともに、国際事務局へ送付した。 <input type="checkbox"/> 当該異議についての決定は、まだ行われていない。決定されしだい出願人に通知する。</p>	
<p>4. 今後の手続： 出願人は次の点に注意すること。 出願人は、国際調査機関の見解書に対する非公式コメントを、国際事務局に提出することができる。国際事務局は、国際予備審査報告が作成された場合又は作成される場合を除いて、このコメントの写しをすべての指定官庁に送付する。これらのコメントは、優先日から30月が経過した後公開される。 優先日から18月経過後、国際出願は国際事務局によりすみやかに国際公開される。出願人が公開の中止又は延期を望むときは、国際出願又は優先権の主張の取下げの通知が、国際公開の事務的な準備が完了する前に国際事務局に到達しなければならない（PCT規則90の2.1及び90の2.3）。 いくつかの指定官庁については、出願人が国内段階の開始を優先日から30月まで（官庁によってはさらに遅くまで）延期することを望むときは、優先日から19月以内に、国際予備審査の請求書が提出されなければならない。そうでなければ、出願人はそれらの指定官庁に対して優先日から20月以内に、国内段階の開始のための所定の手続を取らなければならない。 その他の指定官庁については、19月以内に国際予備審査の請求書が提出されない場合にも、30月の（あるいはさらに遅い）期限が適用される。 個々の指定官庁で適用される期限の詳細については、<a href="http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html">www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html</a>及びPCT出願人の手引、国内段階を参照。</p>	

名称及びあて名 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	権限のある職員 特許庁長官 電話番号 03-3581-1101 内線 3113	9Z	9999
---	---	----	------

様式PCT/ISA/220 (2014年7月)

(添付用紙を参照)

## 特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)

〔PCT18条、PCT規則43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 5678H	今後の手続については、様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP20XX/999999	国際出願日 (日.月.年) dd. mm. 20XX	優先日 (日.月.年) dd. mm. 20XX
出願人(氏名又は名称) 株式会社パテント		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。  
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 7 ページである。

この国際調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

## 1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、  
この国際出願の翻訳文(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b.  この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43.6の2(a))。

c.  この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる(第I欄参照)。

2.  請求の範囲の一部の調査ができない(第II欄参照)。

3.  発明の単一性が欠如している(第III欄参照)。

4. 発明の名称は  出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。  
\_\_\_\_\_

5. 要約は  出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項(PCT規則38.2)の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

## 6. 図面に関して

a. 要約とともに公表される図は、

第 7 図とする。  出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b.  要約とともに公表される図はない。

様式PCT/ISA/210(第1ページ)(2015年1月)

## 第 I 欄 ヌクレオチド又はアミノ酸配列 (第 1 ページの 1. c の続き)

1. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき国際調査を行った。
- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST. 25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST. 25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST. 25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
2.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
3. 補足意見：

## 第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1.  請求項 \_\_\_\_\_ 8 \_\_\_\_\_ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、
2.  請求項 \_\_\_\_\_ 21 \_\_\_\_\_ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3.  請求項 \_\_\_\_\_ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

## 第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

## 特別ページ参照

1.  出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2.  追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3.  出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4.  出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

## 追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

第IV欄 要約 (第1ページの5の続き)

Blank area for the summary content.

国際調査報告

国際出願番号 PCT/J P 2 0 X X / 9 9 9 9 9

## A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. H04M3/00(2006.01)i

## B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. H04M3/00

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-20XX年
日本国実用新案登録公報	1996-20XX年
日本国登録実用新案公報	1994-20XX年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

WPI &amp; キーワード: lithium, battery, mobile

## C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 20XX-555555 A (有限会社発明)	1-7
Y	20XX.07.15, 段落 [0026] - [0030], 図 7	9-10
A	& US 20XX/9876543 A1, 段落 [0020] - [0025], 図 7 & EP 9988776 A1 & WO 20XX/876543 A1	11-20
Y	JP 8-799999 A (パテント・インコーポレイテッド) 2010.06.25, 段落 [0040] - [0055], 図 1 & CN 8999999 A & KR 10-0699999 B1	9-10

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

## \* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの

「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの

「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)

「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献

「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの

「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの

「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの

「&amp;」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

d d . m m . 2 0 X X

国際調査報告の発送日

d d . m m . 2 0 X X

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/J P)

郵便番号 100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

新崎 純

9 Z

9 9 9 9

電話番号 03-3581-1101 内線 3113



C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 3333333 U (パテントスコープ産業株式会社) 20XX.01.16, 段落 [0006] - [0016], 図 1-2 (ファミリーなし)	10
P, Y	EP 8888888 A1 (PATENT INOVATION CORP.) 20XX.08.13, 段落 [0030] - [0040], 図 1-4 (ファミリーなし)	1-7, 9-10
E, X	JP 20XX-999999 A (パテマル株式会社) 20XX.03.23, 段落 [0020] - [0030], 図 1-2 (ファミリーなし)	1-3
O, X	BROWN, Thomas et al., The Property of XX, The XYZ Journal, 20XX.03.21, Vol. 1, No. 2, p. 40-45, ISSN 1111-2222, 特に p. 43, 第 5 行 - p. 44, 第 10 行	1-3
A	US 20XX/7777777 A1 (JOHNSON) 20XX.02.20, 段落 [0010] - [0020], 図 1 & JP 20XX-777777 A	1-7, 9-15
A	日本国実用新案登録出願 4-12222 号 (日本国実用新案登録出願公開 5-23333 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した CD-ROM (特許工業株式会社) 1993.10.19, 全文, 図 1-3 (ファミリーなし)	16-20

引用文献	公表日	パテントファミリー文献
JP 20XX-555555 A	20XX. 07. 15	US 20XX/9876543 A1, 段落 [0020] - [0025], 第7図 EP 9988776 A1 WO 20XX/876543 A1
JP 8-799999 A	1996. 06. 25	CN 8999999 A KR 10-0699999 B1
JP 3333333 U	20XX. 01. 16	ファミリーなし
EP 8888888 A1	20XX. 08. 13	ファミリーなし
JP 20XX-999999 A	20XX. 03. 23	ファミリーなし
US 20XX/7777777 A1	20XX. 02. 20	JP 2014-7777777 A
JP 5-23333 U	1993. 10. 19	ファミリーなし

< 第 III 欄の続き >

< 調査の対象について >

## 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 国際 太郎 様 あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞ヶ関三丁目4番3号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 5678H		発送日 (日.月.年) dd. mm. 20XX	
国際出願番号 PCT/JP20XX/999999		国際出願日 (日.月.年) dd. mm. 20XX	優先日 (日.月.年) dd. mm. 20XX
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04M3/00 (20XX.01) i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社パテント			

今後の手続については、下記2を参照すること。

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 dd. mm. 20XX			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 新崎 純	9Z 9999
		電話番号 03-3581-1101 内線 3113	

様式PCT/ISA/237 (表紙) (2015年1月)

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
- 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

国際調査機関の見解書

国際出願番号 PCT/J P 2 0 X X / 9 9 9 9 9

## 第Ⅱ欄 優先権

1.  国際調査機関が優先権主張の基礎となる先の出願の写し、又は、要求される場合には、先の出願の翻訳文を受領しなかったため、優先権主張の有効性を検討しなかった。しかしながら、出願人の主張する優先日が基準日であると仮定してこの見解書を作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。
2.  この見解書は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。したがって、この見解書においては、上記国際出願日を基準日とする。
3. 追加の意見（必要ならば）

国際調査機関の見解書

国際出願番号 PCT/J P 2 0 X X / 9 9 9 9 9

## 第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

国際出願全体

請求項 \_\_\_\_\_ 8 \_\_\_\_\_

理由：

この国際出願又は請求項 \_\_\_\_\_ 8 \_\_\_\_\_ は国際調査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

請求項 8 は、事業活動に関する計画そのものであり、規則 43 の 2.1(b) で準用する PCT 第 35 条(3) 及び PCT 規則 67.1 の規定により、この国際調査機関が見解を作成することを要しない対象に係るものである。

明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求項 \_\_\_\_\_ の記載が不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

全部の請求項又は請求項 \_\_\_\_\_ が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

請求項 \_\_\_\_\_ 8 \_\_\_\_\_ について、国際調査報告が作成されていない。

入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。  
出願人は所定の期間内に、

附属書C/ST. 25テキストファイル形式で配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。又は、提出された配列表が PCT 実施細則附属書Cに定める基準を満たしていなかった。

PCT 実施細則附属書Cに定める基準を満たす紙形式又はイメージファイル形式で配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。又は、提出された配列表が PCT 実施細則附属書Cに定める基準を満たしていなかった。

PCT 規則13の3.1(a) 又は(b)に基づく命令に応じた配列表の提出のための、要求された遅延提出手数料を支払わなかった。

詳細については補充欄を参照すること。

## 第IV欄 発明の単一性の欠如

1.  追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
- 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
- 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
- 追加手数料を納付しなかった。
2.  国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
- 以下の理由により満足しない。

文献 1（JP20XX-987654A（有限会社発明），20XX.07.12, 段落【0026】 - 【0030】，第 7 図）には、A を有する装置が記載されている。したがって、請求項 1 に係る発明は、文献 1 に記載された発明に対して新規性が認められず、特別な技術的特徴を有しない。よって、請求の範囲には、以下に示す 2 の発明（群）が含まれる。なお、特別な技術的特徴を有しない請求項 1 に係る発明は、発明 1 に区分する。

- (発明 1) 請求項 1-7, 9-15 : A 及び B を有する装置  
 (発明 2) 請求項 16-20 : A 及び C を有する装置

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求項 \_\_\_\_\_ 1-7, 9-20 \_\_\_\_\_ に関する部分



第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項	<u>9-20</u>	有
	請求項	<u>1-7</u>	無
進歩性 (I S)	請求項	<u>11-20</u>	有
	請求項	<u>1-7, 9-10</u>	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	<u>1-7, 9-20</u>	有
	請求項		無

## 2. 文献及び説明

文献1 : JP 20XX-555555 A (有限会社発明)

20XX.07.15, 段落 [0026] - [0030], 図7

& US 20XX/9876543 A1, 段落 [0020] - [0025], 図7

& EP 9988776 A1 & WO 20XX/876543 A1

文献2 : JP 8-799999 A (パテント・インコーポレイテッド)

1996.06.25, 段落 [0040] - [0055], 図1 & CN 8999999 A & KR 10-0699999 B1

文献3 : JP 3333333 U (パテントスコープ産業株式会社)

20XX.01.16, 段落 [0006] - [0016], 図1-2

(ファミリーなし)

文献4 : US 20XX/7777777 A1 (JOHNSON)

20XX.02.20, 段落 [0010] - [0020], 図1 & JP 20XX-777777 A

文献5 : 日本国実用新案登録出願4-12222号(日本国実用新案登録出願公開5-23333号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM(特許工業株式会社)

1993.10.19, 全文, 図1-3

(ファミリーなし)

請求項1-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1の段落【0026】 - 【0030】及び第7図に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

請求項9-13に係る発明は、文献1と国際調査報告で引用された文献2(請求項1、第1図)とにより進歩性を有しない。文献2に記載された○○○○に、文献1に記載の△△装置を搭載することは、当業者にとって容易である。

請求項14-20に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

文献1には、××××が記載されている。また、文献2には、□□□が記載されており、文献3-4には、\*\*\*が記載されている。

しかしながら、いずれの文献にも、請求項14-20に係る発明が有する[...]が記載されておらず、請求項14-20に係る発明はそれにより[~]という有利な効果を発揮する。

国際調査機関の見解書

国際出願番号 PCT/J P 2 0 X X / 9 9 9 9 9 9

## 第VI欄 ある種の引用文献

## 1. ある種の公表された文書(PCT規則43の2.1及び70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日. 月. 年)	出願日 (日. 月. 年)	優先日 (有効な優先権の主張) (日. 月. 年)
EP 888888 A1 [E, X]	13. 08. 20XX	24. 01. 20XX	24. 01. 20XX
JP 20XX-999999 A [E, X]	23. 03. 20XX	13. 09. 20XX	

## 2. 書面による開示以外の開示(PCT規則43の2.1及び70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日. 月. 年)
口頭による開示 BROWN, Thomas et al., The Property of XX, The XYZ Journal, 20XX. 03. 21, Vol. 1, No. 2, p. 40-45, ISSN 1111-2222 [0, X]	29. 01. 20XX	21. 03. 20XX

国際調査機関の見解書

国際出願番号 PCT / JP 20XX / 999999

## 第Ⅶ欄 国際出願の欠陥

この国際出願の形式又は内容について、次の欠陥を発見した。

第 12 頁第 12 行の「▽▽▽」の記載は、学術用語ではない。

## 第Ⅷ欄 国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項 7 は、明細書によって十分に裏付けされていない。

第 3 図は不鮮明である。すなわち、請求項 7 の発明を適切に図解していない。

国際調査機関の見解書

国際出願番号 PCT / J P 2 0 X X / 9 9 9 9 9 9

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第  欄の続き

(空 白 頁)